

令和6年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

総合企画部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
DX推進課	びわ湖情報ハイウェイ運用保守委託	ネットワーク運用保守業務	令和6年10月1日～令和7年9月30日	西日本電信電話株式会社滋賀支店	163,152,000	セキュリティ上の理由から現行機器の構成や設定情報は現行機器の運用保守業者以外に公開することができないことから、他に代替しうる者がいないため。 * 債務負担行為を含む契約	2	3イ